



～ 特 集 ～

元大阪高等裁判所長官代行・部総括判事、弁護士  
井関正裕先生 追悼

令和5年3月25日、長きにわたり、ベトナム社会主義共和国やラオス人民民主共和国、カンボジア王国に対する法制度整備支援に尽力された井関正裕先生が御逝去されました（享年86歳）。

井関先生は、法整備支援に深い理解と情熱を持って取り組まれ、ベトナム社会主義共和国の民事訴訟法の草案作成支援やラオス人民共和国の民事判決書マニュアルの作成支援など、支援対象国における法制度の基盤作りに大きく貢献されました<sup>1</sup>。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたしました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

井関正裕先生 御略歴

昭和11年	3月31日	御生誕
昭和34年	3月	京都大学法学部卒業
昭和36年		司法修習終了（13期）
昭和36年	4月	大阪家地裁判事補
昭和39年	4月	旭川家地裁判事補・旭川簡裁判事
昭和41年	4月	裁判所書記官研修所教官（東京地家裁判事補・東京簡裁判事）
昭和43年	4月	裁判所書記官研修所教官（東京簡裁判事・東京地家裁判事補）
昭和44年	4月	東京簡裁判事・東京地家裁判事補
昭和45年	9月	大分簡裁判事・大分地家裁判事補
昭和46年	4月	大分地家裁判事・大分簡裁判事

<sup>1</sup> ベトナム社会主義共和国での御活動については、ICD NEWS第20号 基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」（同39ページ）、同第26号「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」（同13ページ）に掲載がございます。

昭和48年	4月	最高裁判所事務総局行政局第三課長
昭和50年	4月	最高裁判所事務総局行政局第二課長
昭和51年	4月	大阪地方裁判所判事
昭和55年	4月	大阪高等裁判所判事
昭和60年	7月	京都技法裁判所部総括判事
昭和63年	4月	大阪地方裁判所部総括判事
平成2年	12月	山口家庭裁判所所長
平成3年	12月	山口地方裁判所所長
平成6年	2月	大阪高等裁判所部総括判事
平成11年		大阪高等裁判所長官代行
平成13年	3月	裁判官を定年退官、弁護士登録（大阪弁護士会）
平成14年～		ベトナム社会主義共和国への民事訴訟法制定等支援に従事。 ラオス、カンボジアの法分野での支援に従事。
平成16年		関西大学法科大学院特任教授
平成21年		瑞宝重光章受章
同 年		関西大学法科大学院客員教授
令和5年	3月	従三位追徐



第25回ベトナム法整備支援研修での井関正裕先生（平成17年9月撮影）

## 法科大学院教育における井関先生

弁護士／関西大学法科大学院教授

村上 幸隆

私は、井関先生と同じ関西大学法科大学院で教鞭をとるという経験をさせていただきました。

司法制度改革により法科大学院制度が始まり、関西大学においても法科大学院が開設されました。井関先生は、2004年の設立時から、後進の指導に当たってられました。特筆すべきは、法科大学院設立当初から、未来の法曹になるべき法科大学院の学生に対して、法整備支援の教育をされてきたことです。

井関先生は、設立当初から、現地のJICAプロジェクトオフィスにおける海外エクスターンシップを企画され実行されました。このような試みは、法科大学院教育においては先駆的・画期的なものであり、井関先生の法整備支援にかける情熱を感じざるを得ません。法整備支援の発展のためには、法曹教育において法整備支援の重要性を伝えることが大切であると認識しておられたからこそその取組であったと言えます。

2005年8月にラオスに学生を派遣した後、2006年2月からはベトナムへ、その後2020年2月からはラオスへと、これまで30名以上の学生を派遣してきました。

この貴重な経験をした学生たちは、口をそろえて、法整備支援というものに触れたことにより視野が広がり、できれば今後も法整備支援に関わりたいとの希望を持ち、井関先生への感謝の念を述べております。

その後、関西大学では、私が海外エクスターンシップを担当することになった2015年から「法整備支援論」という講義を開講するようになりました。これは、私が従前から「現地での状況を見に行くのはいいが、その準備として数時間の事前授業をするだけであり、それで果たして海外エクスターンシップを行うのに十分なのか。」という疑問を持っていたことによるものです。井関先生に御相談したところ、もろ手を挙げて賛成していただき、井関先生のバックアップによりこの講義を開設することができました。その際の担当として、当然井関先生が適任だとしてお願いしたのですが、年齢の問題などにより大学の制度上できないということで、私が担当しています。

このように井関先生が礎を作られた関西大学の法科大学院教育における法整備支援と海外エクスターンシップを継承し発展させるのが私の役目だと考えています。

井関先生は、山登りが趣味で、教授を辞められた後も学生と山登りを楽しんでおられ、慕われていました。

最後に、井関先生が海外エクスターンシップについて書かれている記事をもって締めくくりたいと思います（「関西大学法科大学院ジャーナル」）。

「関西大学法科大学院としては、日本法の勉強ばかりしている学生に対し、日本法とは異なる考え方をする国と法を実地で体験させカルチャーショックを与え、また日本の行う

法支援の現場で法曹が被支援国の発展のため活躍していることを経験させ、これらにより将来広い視野を持った法曹になってほしいと考えている。」

ご冥福をお祈りします。

## 井関先生のご逝去に寄せて

国連アジア極東犯罪防止研修所

所長 森 永 太 郎

井関正裕先生が亡くなられた。高齢でおられ、すでに法曹としての現役を退かれていたことは承知していたし、時折頂戴していたメールの文面にも体の衰えを感じさせる言葉がみられたので、少し心配ではあったが、元々は山歩きなども趣味になさっていた壮健な方だったので、突然の訃報にはやはり驚いた。驚くと共に、なんとも表現しがたい寂寥感に包まれる思いだった。

最後にお便りをいただいたのがいつごろのことだったか、と思い、過去のメールを遡ってみたところ、昨年4月26日のことだった。日本の法整備支援に触れたその日の夕刊の記事に目をとめられての若干の質問に加え、先生がベトナムに対する法整備支援に携っておられたころのベトナム最高人民裁判所の人たちのその後についての、懐かしさを込めた問い合わせであった。このメールの中に「このところ、COVID-19の影響で法支援も困難な状況を迎えています。それに強く感じるのは、法支援という優しい活動は、権威主義的な国家、政変、戦争の下では、無力感を受けますが、どうすれば効果的かということ。」という文があった。

あらためて読み返してみても、実に井関先生らしい文章だと感じる。先生は、法整備支援（先生は独自のお考えから、「法整備支援」あるいは「法制度整備支援」という表現を避けられ、必ず「法支援」と言われた）が本当にお好きだった。私は2003年に当時大阪にあった法務総合研究所国際協力部に配属されてから井関先生の教えを受けるようになったのだが、その当初から、何度となく、先生が「こんなに面白い仕事はなかなか他にはないですよ」と言われるのを聞いていたし、その後私がベトナムに長期専門家として赴任していた際、現地セミナー等でハノイに来られた先生が、実に真剣に、しかし同時になんとも楽しそうに講義などを行われるのを見ていたので、先生が法整備支援の仕事に大きなやりがいを感じておられることはよく知っていた。しかし、近年、齢を重ねられ、現役を引退され、心身が衰えを見せ始めてもなお、このように法整備支援の行く末を案じられていた、ということを知り、先生のこの活動についてのある種の愛情にも似た情熱をあらためて知らされる思いであった。

井関先生の我が国の法整備支援における大きな功績については私がここで縷々述べるまでもあるまい。それよりも、私としては、井関先生の法整備支援活動を行うに際しての心構えや姿勢を、我が国の法整備支援関係者に今一度思い返してもらいたいと思うのである。先生は、実に博識でおられたのみならず、我々がイメージする裁判官らしい謹厳実直さと、人柄からもきていると思われる自然な威厳を備えておられた方であった。しかし、我々に何かを教えてくださいと、ベトナム向けのセミナーなどでも、実に丁寧で相手に対する気配りに満ちた教え方をされた。先生はベトナムに関しては、民事訴訟法の制定

支援と、判決書の書き方の改善、そして判例の活用などに力を尽くされたが、法案などについてのコメントをされる時も、個別の質問や相談に応じられる時も、ベトナム側の発想や思考様式、ベトナムの法制度や司法実務を取り巻く諸々の事情を深く理解された上で、これらに寄り添い、最も彼らが理解しやすく、かつ受容可能な助言を、慎重に言葉を選びながらするように常に心がけておられた。そして、ベトナムの法制度や実務、あるいは起草中の法案などの良い点については積極的に褒められ、ベトナム側を勇気づけられた。無論、先生が日本の法律、なかんずく民事訴訟法のプロとして、確固たる理論と実務を身に付けておられたのは言うまでもないのであるが、歴史、文化、社会、国会体制、法意識などが日本とは異なるベトナムを相手に、これをそのまま受容させようなどとは微塵も思っておられないことは傍から見ていても明らかだった。法整備支援は、決してある国の制度をそのまま移植させようという活動ではない。仮に日本の制度実務を参考にしてもらうにしても、これをまねしてもらおうという話ではなく、その奥にある、大げさな表現かもしれないが、およそ人類共通の法としての根本的な価値観や論理を見いだしてもらい、これをその国で実現するためにはどうしたらいいのかを共に模索するという取り組みである。これが我が国の標榜する「寄り添い型」の支援であって、先生はそのことを自ら体現されていたのだ。まさに先生自ら言われた「優しい活動」なのだ。

このような井関先生の姿勢や心は、ベトナム側関係者にも十分に伝わり、彼らの共感と尊敬を得ていた。とくに、支援を受け入れていた最高人民裁判所の裁判官や研究官らはみな井関先生を慕っており、井関先生の教示や助言には実に真剣に耳を傾けていた。このことが、ベトナム初の民事訴訟法典草案の質の高さに寄与し、また、その後のベトナムの判決書の改善や判例制度の導入につながったことは疑いない。

ハノイでの現地セミナーで、長い討議の一日が終わり、一同ほっと一息をつき、時には現地のスタッフや人民裁判所の面々も交えて、居心地の良いレストランで過ごすひとときの井関先生の楽しそうな様子は今でも思い出される。先生は東南アジアの料理はたいそう好きでおられた。また、ビール党でおられ、ベトナムのビールも良く飲まれた。好きなビールを片手に空心菜の炒め物などをつつきながら、様々な話をしてくださった。こういう折にも、私はずいぶん様々なことを学んだように思う。あのような夕べはもはや望むべくもないが、折に触れてエスニック料理店にでも行くときには、ビールを注文して心の中で井関先生と乾杯しようと思う。

## 井関正裕先生の思い出

東京地方裁判所判事

関根澄子

井関正裕先生との出会いは、2000年5月の米国シアトルでした。井関先生は、フルブライト留学生として、ワシントン大学（UW）ロースクールでLL.Mを取得されていますが、ロースクール卒業30周年の同窓会のため、奥様と一緒にシアトルを訪れており、ご親友のJohn Haley教授達との食事会に、留学生だった私もお招きいただいたのでした。

その後、私は、2004年4月に裁判官として初めてICDの教官に任ぜられ、何もわからないまま、法整備支援に携わることになりましたが、思いがけず、ベトナムの民事訴訟法起草支援をされていた井関先生と再会したのです。以来、約20年にわたり、親交を深め、様々なことを教えていただきました。敬愛してやまない井関先生とのご縁に恵まれたことに感謝しています。

井関先生は、法整備支援が大好きでした。また、裁判官の仕事も大好きでした。民事裁判官としての40年の経験を、退官後、アジアの法支援に役立てることに、大きなやりがいと喜びを感じていらっしやっただと思います。特に、ベトナムやラオスの判決書改善については、強い思いを持って取り組んでいらっしやいました。判決書は、なぜその判断をするのかが読み手にわかるものでなくてはならない、どのような事実が認められたらその結論を導くことができるのか、また、どのような証拠からその事実を認定するのかを、文章で説明しなくてはならないという、井関先生の教えは、公正で適切な裁判という普遍的な理念を表すものであると同時に、事実を疎かにすることなく、事案の本質に迫る裁判をしてきたという、先生の矜持そのものでした。判決書の公開はルールを示すことにその意義があり、判決書から判断の理由を読み取ることができなくてはならず、それ故、判決書の改善が必要であるというメッセージは、説得力があり、相手国の皆さんにも、伝わっていたことと思います。

もっとも、井関先生は、日本のやり方を一方的に押し付けたりすることは決してせず、相手国の法制度や訴訟観、文化、社会事情等を深く理解された上で、相手国が無理なく受容できるアドバイスをされていました。カウンターパートの法律家に対して敬意を持って接し、どうしたらより良くできるかを一緒に考えるという姿勢を貫かれていました。人を大切にし、それぞれの立場を尊重する井関先生のお姿は、正に法整備支援の本質を体現するものでした。

私のICD教官として初めての海外出張は、井関先生と一緒にいったラオスでした。古都ルアンパバーンにも足を伸ばし、印象深い旅でした。先生とご一緒した2回目のラオス

出張の時には、私が Dengue 熱に罹患し、ご心配をおかけしました。ベトナムには2回ご一緒し、ハノイやダナンで充実した現地セミナーを行うことができました。現地セミナーでも、本邦研修でも、アフター5は、ビールを飲みながら楽しい時間をご一緒しました。井関先生は、山登りと美術を趣味とされ、本当に話題が豊富で、いろいろなお話を聞かせていただきました。私が3年間のICD勤務を終えて東京に転勤する時に、卒業記念ということで、奈良で井関先生の解説付きで仏像鑑賞をしたのも、懐かしい思い出です。

その後も、井関先生が東京にいらっしゃる折に、縁の者が集まって懇談することが長年続きましたが、このような集まりを持てたのも先生の気さくなお人柄ゆえでした。井関先生は、いつもベトナム料理を希望されたので、私は都内のベトナム料理店の情報収集に励み、すっかり詳しくなっていました。最後の何年かは、先生もなかなか東京までは行かれないとおっしゃるようになり、また、コロナ禍もあって、お目にかかる機会がなくなりましたが、法整備支援やUWロースクールについてのニュースがあったときなどに、メールを下さることがありました。もうお会いすることが叶わなくなったということが、未だに信じられず、そのうちまたメールが来るような気がしています。

井関先生、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。



## 井関先生に教えていただいたこと

東京地方裁判所判事

國分隆文

「良い判決を書くためには、良い審理をしなければなりません。翻って、良い判決は良い審理をすることにつながります。」

井関正裕先生がベトナム判決書マニュアル作成支援のセミナーで繰り返しおっしゃっていた言葉だ。関西弁のイントネーションが、今でも頭の中でこだまする。その言葉は、裁判官としての長年の経験に裏打ちされた、深く重いものであった。それだけではなく、新たな裁判制度を築いて行こうとする国々に対する優しく温かい思いがこもっていた。それゆえ、その言葉は、ベトナムの裁判官たちにとってのみならず、一緒に活動させていただいていた私にとっても、心に残るものであった。

私が井関先生に初めてお目にかかったのは、長期専門家としてベトナムに派遣される直前の2005年5月、当時大阪中之島合同庁舎にあった国際協力部の施設であったと記憶している。大阪高裁の部総括を務められた元裁判官で、偉い方であるという程度の認識しかなく、きりりと引き締まった表情を拝見し、厳しい方なのかもしれない、うまくやっていけるのだろうかなどと、裁判官としても人間としても修業が足りない身として、やや心配になった。しかし、そのような第一印象は、ベトナムに渡航した後、直ちに一変した。日本とベトナムを結んでのテレビ会議においても、メールのやりとりにおいても、また、短期専門家としてベトナムにいらっしゃったときも、井関先生は、常に、現地で活動する専門家の考えを尊重してくださった。批判されたり、厳しい意見を言われたりしたことはなく、むしろ、勢いばかりで中身が十分に伴わない私の活動に対して、我慢強く、丁寧にアドバイスをしてくださった。それは、法がその国の社会や文化と強く結びついていることを重視されていたからだろう。井関先生は、セミナーなどの機会に、日本の判決書は江戸時代から続くもので、次第に詳しく洗練されたものとなってきたと、よく話されていた。ただし、日本の判決や実務をそのまま移植しようとはされず、ベトナムならベトナムの社会や文化に合った形で、その国の実務家が受け入れられるよう、支援していこうと考えておられた。そのような井関先生の姿勢は、ベトナムの人たちの信頼を醸成し、現地にいらっしゃった際には、皆から歓迎され、敬われていた。現地の人たちに囲まれ、にこにこしながら話しておられる先生の様子が、昨日のことのよう思い出される。

あるとき、短期専門家として井関先生及び関根澄子さんをお迎えし、ベトナム中部のダナンで現地セミナーを行ったことがあった。そのセミナーが無事に終わって、ほっとしたとき、井関先生及び関根さんと、大雨が降る中、ペラペラの薄いビニールの合羽を着て、現地を散策する機会があった。その道中で、お寺があるのを見つけ、お参りしようということになった。井関先生が、お札に「祈越国法整備」と書いてくださり、円錐状にぐるぐる巻かれた大きな線香の中心にそれを付けて、3人で奉納した。皆で一緒に手を合わせて

祈っていた際、ずぶ濡れで体は冷え切っていたのに、なんとも言えない温かい気持ちが込み上げてきたのを覚えている。そのとき、井関先生は、目を閉じて、真剣な表情で祈っておられた。

あれから十七、八年が経過し、このたび、井関先生の訃報に接することとなった。最後に連絡をいただいたのは、本年1月3日のメールであった。そのメールには、「昨年はいどい年でしたが、2023年は穏やかな年でありますように。」と書かれていた。法整備支援の活動を離れられた後も、お元気な間は、東京にいらっしゃった際に、酒席を御一緒させていただく機会も幾度かあった。そのたびに、法整備支援のことをお話になり、「國分さん、また一緒にベトナムに行こう。」とおっしゃってくださった。私自身、全国を巡る異動や日々の仕事に追われ、法整備支援のことを考える機会は決して多かったわけではないが、思い出す際は、必ず井関先生のお姿や声とともに心に浮かんだ。教えていただいたたくさんのことをしっかりと身に付けて、少しでも成長した姿をお見せしたいと考えていたのに、それももうかなわぬこととなってしまった。井関先生の御冥福と法整備支援の成功を心からお祈りする。



## 法整備支援の歴史と井関先生

弁護士

鈴木 一子

井関正裕先生は、私の活動を見守ってくれていました。

私は裁判官をしていた2014年にワシントン大学に留学し、2018年からICDに出向し教官としてラオスやベトナムを担当しました。その後、2020年に弁護士登録をして長期専門家としてラオスに赴任し、2022年11月に日本に帰国しました。

井関先生は13期で私は63期。裁判官として大先輩であり、1969年にワシントン大学に留学された先人です（当時は裁判所や人事院が留学費用を出してくれず、フルブライト奨学金やフォード財団から資金を得て、貧乏な学生生活を送られたそうです。いつぞや教えてくれました）。退官された後は裁判官の経験を活かし、大学教授として、また弁護士として、ラオスやベトナムの法整備支援に尽力され、2006年にはラオスの「民事判決書マニュアル」の作成を遂げられました<sup>1</sup>。

私は井関先生と一緒に仕事をしたことはありません。しかし、私がICDに在籍中、井関先生がワシントン大学の桜に関するメールを送って下さったのをきっかけに、先生との交流が始まりました（同キャンパスの桜は有名なのです）。最初にメールを下された際、『法曹』785号（2015年）に掲載された拙稿（裁判官向けに法と開発について記載）のほか、ICDニュースなど私の執筆した記事を読んで下さっていたことを知りました。私の経歴はやや複雑ですが、裁判所、法務省、検察庁、弁護士会、大学などで、遠くから、今も私のことを温かく見守ってくれている人の存在を感じることがあります。井関先生も、そのような存在であり、折に触れて連絡を下さいました。

2022年4月にラオスの最高裁民事部長ソムサックさんの訃報（享年52）をお伝えしたときには、井関先生も驚き哀しんでおられました。ソムサックさんはラオスの司法の要であり、長年、日本の法整備プロジェクトに関わってきた方で、井関先生とも親交が深かったのです。井関先生はソムサックさんへの追悼文と共に次の写真を送ってくれました（2004年11月8日、本邦研修。向かって右側中央が井関先生、一番左の白いシャツがソムサックさん。左側の一番奥に現最高裁副長官のブンクワンさん、右側の一番奥には現最高裁人事統計局長スクサワートさんもいます。皆さん若い…）。

<sup>1</sup> 井関正裕『ラオス判決書マニュアル作成支援』（ICD NEWS 2007年12月号）参照。



井関先生とのやりとりを振り返ってみると、2022年5月に「カンボジアの月次報告書は送付して頂いているがラオスの月次報告書が届いていないので、送付していただけますか」という連絡を頂いたときが最後になってしまいました。長年にわたってJICAプロジェクトに貢献し、ラオスの実務を飛躍的に発展させた方への活動報告が途絶えてしまっていたことがとても悲しく思われ<sup>2</sup>、最終的には、現地プロジェクト事務所から、直接、井関先生に月次報告書を送付してもらえよう手配しました<sup>3</sup>。井関先生は、毎月、読んでくださっていたことと思います。

最後に、ラオスに関する井関先生の功績について。私のラオス赴任中、井関先生が貢献された2006年ラオス民事判決書マニュアルの改訂が私の仕事の柱でした。2006年まで、ラオスには日本でいう『民事判決起案の手引』のような判決書作成のための実務的なノウハウ本は存在しませんでした。井関先生のリードによって「民事判決書マニュアル」が完成し、判決書のイメージがラオスの法曹の間で共有されるようになってきたのは、画期的な転換点といえます。2006年民事判決書マニュアルの使用状況を調査した際、「マニュアルができて、判決の書き方が分かるようになった」という裁判官の声を聞きました。一方、時が経つにつれて、民訴法の改正があったほか、上記マニュアルの内容をきちんと理解しないまま育っていった法曹も多いなどの問題点が浮き彫りになるとともに、国民から裁判が分かりにくいなどの批判を受けて国会や裁判所が問題意識を持つようになり、現在のラオスに合った分かりやすい判決の書き方が改めて求められるようになったのです。私の仕事は、井関先生の民事判決書マニュアルをどのように修正するべきかの調査と改訂部分の検討、そして、実際の改訂作業でした。その改訂版のマニュアルでは、

<sup>2</sup> 自戒も込めて。似たようなことは、担当者が2、3年で交代する法整備支援の現場では、しばしば生じる。自分が把握していることはほんの一部に過ぎないという認識、偉大な先人の上に自分の成果が成り立っているのだという謙虚な姿勢が、このような事態を防ぐのではないか。

<sup>3</sup> ラオスの月次報告書は、2023年1月分を最後に、その後は関係者に送付されていない。何が起きているのだろうか。探ってみたが具体的な原因は不明であった。月次報告書は定期的を送付されてこそ意味がある。意外と広く様々な人に読まれている貴重な情報源であるから続けて欲しい。

井関先生も2006年当時問題意識をお持ちになり、導入を目指されていた争点の明示を導入するに至りました<sup>4</sup>。

法整備支援に関わって常々感じるのは、井関先生のような先人たちによって積み重ねられた歴史です。ラオスの争点について、井関先生ともっと議論したかったです。今頃、井関先生はシアトルのワシントン大学の庭（通称クワッド）で桜を見ておられると思います。懐かしいキャンパスの写真を掲げて追悼文を終わります。



---

<sup>4</sup> 拙稿『ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か』（ICD NEWS 2022年9月号）参照。